

改正旅館業法第8条の規定による行政処分の事由となる

犯罪事件の検挙報告等の取扱いについて（甲通達）

（昭和33年1月8日防（保1）第20号）

旅館業法の規定による行政処分の事由となる犯罪を警察が検挙した場合、県警察本部から県へ連絡する必要があることから、各警察署が行政処分対象の犯罪を検挙したときの県警察本部への報告方法等を定めたものである。